

動画モニター設置仕様書

1 運営の条件

(1) 契約内容及び契約期間

ア 契約内容は、動画モニターの運営に関する一切の業務とし、動画モニター事業者（以下「事業者」という。）との契約とします。

イ 設置期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。なお、この期間にはモニターの撤去等に要する期間は含みますが、モニターの設置等に要する期間（以下「準備期間」という。）については含まないものとします。

(2) 運用開始日

運用開始日は、令和7年4月1日とします。

(3) 放映時間

動画モニターの放映時間は、平日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）に定める休日以外の日をいう。以下同じ。）午前8時30分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時）までとし、休日は市の休日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）に定める休日の日をいう。以下同じ）とする。

ただし、協議の上、時間を変更することができるものとする。

(4) 広告媒体等

ア 動画モニター（付随する設備を含む。以下同じ。）の製作、設置、運用管理、撤去等に係る一切の費用は事業者の負担とする。

イ 壁面設置可能等の薄型で設置した際、業務の支障にならないものであること。

ウ 鋭利な突起物等がない安全に配慮したものであること。

エ 転倒や転落が発生しないよう確実に固定できるものであること。

オ 電力を使用するものにあつては、電源の開閉をタイマーその他の機器により自動制御することができるものであること（電力を使用することができる時間帯は、8時30分から17時15分（木曜日にあつては、19時）までとし、動画モニターが消費する電力に係る料金は、事業者が負担すること。）。

(5) 広告内容等

ア 広告主の選定及び広告内容等については、別添の「和歌山市広告掲載等に関する要綱」を遵守すること。

イ 音声が発生する機器を用いる場合は市役所の業務に支障のないよう音量を設定すること。

ウ 動画モニターを稼働させるそれぞれの日において、画像又は動画の表示時間全体の5分の1以上の時間を市政に係る情報の発信に充てること。

2 使用の条件

(1) 使用許可

ア 動画モニター設置場所等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可とし、使用許可期間は5年間とします。

イ 行政財産の使用許可は、放映開始日の1月前までに「行政財産使用許可申請書」により申請してください。また、準備期間中についても使用許可の申請が必要となりますので注意してください。

(2) 使用許可物件に係る使用料

使用許可を受けた物件（以下「使用許可物件」という。）については、行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和39年条例第27号）に基づく使用料を、市が発行する納入通知書により納めてください。

使用許可物件	積算単価	使用料
広告用動画モニター及び 広告用ラック	4,400円/m ²	設置面積による

※1 使用料は、令和6年度の積算単価を基礎としたもので、毎年度の見直しにより変更となる場合があります。（上記積算単価は、小数点以下を表示していません。）

※2 準備期間中に工事等で庁舎を使用する場合は、その使用する面積に応じた使用料が別途必要となります。

(3) 電気料金

使用許可期間中に動画モニターで使用した電気料金は、庁舎管理負担金として、前年度の電気料金の決算額を基に算出し、年度末に、市が発行する納入通知書により納付してください。

※庁舎管理負担金は、毎年度の決算額により変動します。

(4) 事業者の義務

ア 事業者は、使用許可物件を広告以外の用途に供してはなりません。

イ 市が使用許可物件の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

ウ 事業者は、動画モニターの運営に当たっては、市の業務に支障を来さないよう、十分に配慮しなければなりません。

(5) 使用許可の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

ア 事業者が使用許可の条件に違反したとき。

イ 事業者が事業の条件に違反したとき。

ウ 事業者が応募者の資格を失ったとき。

エ 市において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。

(6) 原状回復

ア 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了するときは、事業者は、自己の負担で、市の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、市が特に承認したときは、この限りではありません。

イ 事業者がアの期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を事業者に請求することができることとします。この場合において事業者は、何らの異議を申し立てることはできません。

(7) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰すべき理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として、市に支払わなければならないものとします。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 事業者は、使用許可物件の使用に当たり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(8) 許可の取消しによる損失の取扱い

ア (5)の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより事業者に損失が生じても、市はその損失を補償しません。また、事業者は市に対し一切の補償の請求は行わないこととします。

イ 使用許可が取り消された場合において、事業者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

(9) 法令の遵守

使用許可物件の使用に当たっては、関係法令及び本要項、契約書に定めるもののほか、市の関係条例、規則等を遵守することとします。

3 設備等の条件

(1) 市設置設備

ア 市が設置する設備は次のとおりです。

(ア) 本庁舎1階、東庁舎1階

電源	既存コンセント（単相100V）を使用
----	--------------------

(2) モニターの設置工事等

ア モニターの搬入は本庁舎西口を活用し、事業者自らが設置することとします。

イ モニターに必要な電気設備やその他の設備機器等については、事業者が自ら設置・管理することとします。

ウ 設置工事については、事前に書面により市と設計及び施工の協議を行い、使用許可申請後、許可を受けてから行うものとします。

(3) 設備の管理

ア 事業者は、使用許可物件に係る防犯・防災対策を自ら行うこととします。

イ 事業者は、使用許可物件に係る清掃等を自ら行うこととします。事業者の負担となります。

ウ 事業者に対し、市がモニターの管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

(4) その他

ア 施設設備等の更新、その他、原型を変更する行為をしようとするときは、事業者の費用負担により実施するものとし、事前に書面により市と協議を行い、承認を受けてから行うものとします。

イ 準備期間中及び契約期間中の工事については、事業者の責任で安全管理に万全を期してください。